

加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例

加西市は、ハンセン病等について過去の経緯から様々なことを学んできた歴史がある。私たちは、過去の差別・偏見の歴史から学んだことを生かして、今後、感染症を起因とする新たな差別的取扱い等が起こらないよう、また、誰もが安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの人権を尊重するまちを目指して本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、感染症の影響を受ける市民等の人権を擁護するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止するとともに、人権侵害等の被害に対する適切な相談支援を行うことで市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症であつて、市民生活に重大な影響を及ぼすものをいう。
- (2) 感染症の影響を受ける市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内に滞在する者であつて、次のアからエのいずれかに該当する者をいい、当該者が所属する団体、地域等を含む。
 - ア 感染症に感染している者、感染しているおそれがある者、感染し治癒した者、感染している者と接触した者及びその家族
 - イ 医療、福祉等の業務に従事し、感染症に感染する可能性が高いと推測される者及びその家族
 - ウ 輸送、販売等の業務に従事し、感染症に感染する可能性が高いと推測される者及びその家族
 - エ 海外からの帰国者、訪日外国人、帰省者及びその家族
- (3) 事業者 市内に拠点を有する事業者その他の団体(学校等を含む。)をいう。
- (4) 差別的取扱い等 不当な差別、偏見、誹謗中傷、権利利益の侵害その他の人権侵害をいう。

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の影響を受ける市民等の人権を最大限に尊重し、感染症に感染していること、感染のおそれがあること又は感染していたことを理由として差別的取扱い等をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、差別的取扱い等を防止するため、感染症に関する正しい知識に基づく広報や教育活動等の必要な施策を継続的に行うものとする。

2 市は、感染症の影響を受ける市民等の人権を擁護するため、差別的取扱い等の実態を把握し、関係機関と連携して、差別的取扱い等の被害を受けた市民等に対する適切な相談支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に掲げる基本理念や感染症に関する正しい知識と互いに思いやる心を持って、感染症の影響を受ける市民等に対して差別的取扱い等を行わないよう努めるとともに、これをなくすために市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に掲げる基本理念や感染症に関する正しい知識を理解し、所属する者及びその家族が、感染症に感染していること、感染のおそれがあること又は感染していたことを理由に差別的取扱い等を受けることがないように努めるとともに、これをなくすために市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。